

長谷川成一編

『津輕藩の基礎的研究』

田中秀和

本書は、津輕藩政史の研究にあつて初の総合的研究書である。まず本書の構成を示しておく。

序章

北方辺境藩研究序説

補論 所謂「北狄の押へ」の再検討

一、政治支配の分析

文禄・慶長期津輕氏の復元的考察

前期農政の基調と展開

支配機構の考察

二、後期藩政の展開

後期刑政の展開

寛政改革と藩士土着政策

家中軍役規定の改変と蝦夷地出兵

三、幕末維新期の研究

東北戦争期における津輕藩の動向

明治軍制改革の研究

坂本 寿夫

四、言語・宗教の研究

藩政時代の津輕方言

川本栄一郎

岩木山信仰の近世的淵源

池上 良正

史料紹介 山村伊勢同和泉岩淵五郎右衛門問尋書

篠村 正雄

以下、各論文の内容を簡単に紹介し、最後に若干の感想を述べること
で書評にかえさせていたたくことにしたい。

序章の長谷川論文は、幕府から津輕藩が命ぜられた様々な公役の検討により、幕藩体制における北方辺境に位置づけられた同藩の役務と機能を解明しようとしたもので、

①成立期においては他の諸藩と同様に参陣・上洛供奉・普請役を命ぜられたが、近隣諸藩と比べて回数乃至内容において軽減された。これは幕藩体制にあつて同藩が「北狄の押へ」として位置づけられていたためであり、その基点は信枚の大坂参陣である。

②確立期には一般的な役賦課がなされ、確立期幕藩制の公役体系に包摂されるに至るが、普請役賦課の僅少性や過重な役務負荷を幕府が慎重に回避した点が注目される。これは同藩が「北狄の押へ」として幕府から位置づけられていたことと関係する。

以上二点を論証した。本稿は本書の浪川・福井・滝本・坂本の各論文に引用され、同藩の「基礎的研究」の起点ともなるべき論文である。

補論は、「北狄の押へ」なる文言は津輕藩の官撰史書『津輕一統志』（享保一六年成立）以前には出てこず、従つてその文言に象徴される同藩

工藤 威

の藩国家意識の基点が信枚の大坂参陣当時であったはずがないとした浪川氏の論文（「藩政の展開と国家意識の形成」『日本史研究』二三七号）の批判に対し、答えたものである。長谷川氏は、まず「北狄の押へ」なる文言そのものについては一次史料の提出を待つべきであるとしながらも、幕藩制成立期において各地域の地理的特性を加味した「押へ」論は当該期の大名配置の基本理念として機能しており、浪川氏の指摘の如く「北狄の押へ」なる藩国家意識は寛文九（一六六九）年のシャクシャインの乱を基点とし幕藩制中期に至る時期に形成されたといえるにしても、それ迄にも幕藩制国家の境界域の警衛を役務とする「押へ」の観念は存在していた、と持説を訂正された。

一、政治支配の分析に収めた長谷川論文は、津軽藩政史研究の中で「最もわからない」時期とされる文祿・慶長期（為信代）を全国的政治動向の中で実証的に復元しようとした論文で、今迄の当該期研究への反省から、

- ①津軽側の史料は原文書か金石文以外は、推論の過程で使用しない。
- ②全面的に津軽氏以外の他家文書と記録に憑拠する。

という二つの方法論を貫いている。それにより明らかにされた事実は、津軽為信の名護屋在陣は史実であるが渡鮮はしなかったこと、津軽氏の関ヶ原参陣、慶長元年以降に上方を中心とした新しい政治情勢の積極的な取り組みの中で西洞院時慶との結びつきがあったことなど多岐にわたる。そして当該期の家臣团组织を考察し、津軽氏の領主権力はかなり脆弱であったが全国的な幕藩権力の再構成過程において幕藩国家の一大名として編成され、領内支配も近世的に展開を遂げていったと結論づけている。な

お第二章では「慶長期津軽氏編年綱文一覽」と題し、慶長元～一二年までの津軽氏の動静を復元しており、このような基礎作業は今後の研究に益するところが大きいといえる。また津軽氏の関ヶ原参陣の確定に当り屏風絵の「関ヶ原合戦図」を使用しており、このような方法論は厳密なテキストクリティークが要求されるにしても、当該期に史料の極めて少ない同藩における有効な方法論として多くの示唆を与えてくれるであろう。

浪川論文は、元禄以前の土地保有のあり方を基軸にして津軽藩前期農政の基調を明らかにした論文である。具体的には同藩の農政の起点を寛永中期と推定し、

①同藩では石高制を導入するにあたり生産条件の厳しさ等から通常の石高の形態をとりえず、人役制という「高」を基準としない形態をとった。即ち村高が社会的生産力の集積ではないため村請制をとりえなかった。

②前期農民は「抱地」を保有し夫役負担を行う御百姓と、保有地を持たず請作段階にとどまる小百姓（水呑層）とに分かれ、人頭的に支配された。

③寛文～天和期の前期検地は一連のものであり、変化する土地生産力と農民経営の直接的把握を目的とした。これが前期農政の基調であった。

④前述①～③に規定され、代官は年貢収納を目的とするが基本的な当事者ではなかった。

以上四点を論証されている。同論文は同藩農政に関する初めての本格的

論文である。

福井論文は、寛文・延宝期（四代藩主信政代）を対象として津輕藩における支配機構の整備について解明した論文で、当該期を信英後見時代・四家老及び土井利房助言時代、素行派登用時代の三期に分け、

①将軍家綱在任中は信政の正室が家綱の従妹であることや、義兄に若年寄土井利房を持っていたことから、幕府から大きな公役は課せられなかった。

②信政は寛文九（一六六九）年のシャクシャインの乱への出兵を契機に藩主権力を確立し支配機構の整備に着手するが、それを推進していったのは新たに登用された（山鹿）素行派であった。

③素行派の登用に対する門閥・譜代層からの反発をかわすために、支配機構上は重要でも行政上は直接重要性を持たない番号組織を創出させた。

以上三点を論証した。また各期の行政官僚を個別的に分析していくことにより当該期の支配体制の全体像を浮かび上がらせた。本論文は支配機構の整備過程を具体的に追求した点に特色があり、今後はその変遷過程を解明していくことが期待される。

黒滝論文は、津輕藩の後期刑政の展開を寛政律・文化律の成立と改正の動向の中でとらえ、同時に藩日記の分析により個々の判例と寛政律・文化律の関係を、法の適用・運用の面から考察したもので、

①寛政律は明律に範を求めすぎたために判決には必ずしも実効を發揮せず、その施行期においても慣習・先例による判決の申し渡しと、寛政律の条文を基準とする判決の申し渡しの二本立てであった。

②藩財政の窮乏化という背景のもと、藩政引き締め政策の一環としてより実効性のある法律が要請され、幕府法に範を求めた文化律が成立した。しかし判決の二本立ては解消されなかった。

以上二点を論証している。但し文化律の施行後もなぜ条文のみによる運用がなされえなかったかが問題になるが、それについては他藩との比較という作業も含め今後の課題としている。なお本論の末尾には文化律と公事方御定書の条項対照表があり、文化律の同法への接近を示している。

滝本論文は、津輕藩寛政改革において実施された藩士土着政策を領主的対応の側面から考察したものである。滝本氏は藩士土着政策を、宝暦以降藩士財政の逼迫化がそのまま藩財政の窮乏化につながる藩財構造の中で藩士財政の自立化をはかり、藩財政の窮乏化を克服しようとした政策であると位置づけた上で、

①蝦夷地警固にかかれる百姓支配の貫徹と、藩士の武備充実をめざして藩士土着策がとられるが、結局失敗に終わった。

②土着策は天明飢饉以降荒廃した村々の治安維持・収納高の停滞をひきおこす農民不正の摘発といった、警察機構を補強するものとしても期待された。

③土着策は地方知行による年貢収納面の強化と、藩士手作りを可能にした。

④土着策は藩士生活を質朴化し、藩士個人の武道鍛練にも適合的であると考えられたが、蝦夷地警固にかかる家臣団の結束には阻止要因として働いた。このことから土着策の失敗は藩校を展開させたといえる。

以上四点を論証している。本論文は藩士土着政策を蝦夷地警固にかかる軍役賦課という視点から検討したという点で、従来の研究を克服したといえよう。

浅倉論文は、文化八（一八一）年に改訂された家中軍役規定（『新軍役』）を従来のもの（延宝八年制定の『古軍役』）との比較を通じて説明しようとしたもので、

①蝦夷地出兵により、『古軍役』ではもはや各藩士が武器と従者を自力で揃えないことが露呈された。

②『新軍役』はこうした状況下で成立し、藩が藩士の軍役の大きな部分を肩がわりする「相当」制（戦時下の役高制）の採用により、一時的に民衆を従者として動員することで、実情に応じた軍団編成を可能にした。

以上二点を論証し、『新軍役』を蝦夷地出兵・文化五年の高直し（七万石から一〇万石）による軍役の過重負担に即応する軍役として位置づけた。

工藤論文は、戊辰戦争において官軍・奥羽列藩同盟軍のどちらにも属さず中間的立場をとった津軽藩について、周囲の動向に対してどのように対応したか、その判断の元にある同藩の基本的態度は何かについて究明したものである。具体的には戊辰戦争勃発期から奥羽列藩同盟の成立（明治元年正月から四月）を分析対象とし、

①当該期の同藩の基本的態度は封建主義に基づく「小藩意識」であり、他藩との連携では受動的であった。

②津軽藩からみた奥羽列藩同盟は、白石会議においては、「歎願同盟」

であり、軍事同盟の性格は仙台同盟の成立による。

③当該期の同藩は政府の奥羽鎮撫の対象から離れていたことから鎮撫軍と接する機会を持たず、反薩長的雰囲気は薄かったため第三者的立場をとりえた。

以上三点を論証している。今後こうした同藩のあり方が明治維新の諸政策の施行にどうかかわっていくか問題となろう。

坂本論文は、議定堂の参政の書き留めた「御軍政御用留」の分析を中心に、津軽藩の明治軍制改革の経過を明らかにした論文である。その特徴については、

①軍制改革を必然化させたものは維新内乱に直面しての社稷の維持であり、軍制改革は既存の封建家臣団の株序を保全する方向性で行われた。

②そこで新たに誕生した銃隊も、その同一線上の意識下に編成された。③兵員の払底に伴い農兵が組織されたが戦後定着せず、予備兵力以上のものにはならなかった。

以上三点を論証し、戊辰戦争後の解兵（徴兵による新しい軍事組織への移行）は容易であったと結論づけている。そしてこのように旧門閥層たる藩上層部が廃藩置県まで藩政を掌握していたがために、藩体制の解体は「上から」緩慢に行われたのであり、そこに明治維新时期における津軽藩の後進性を指摘している。次に問題となるのは「編成された」側の対応意識であろう。特に農兵については民衆意識の問題からも必要となろう。

川本論文は、藩政時代における津軽方言に関する記述的研究である。

資料には地元のものとして『東日流方言誌』・『東日流弁之事』・『対

津軽弁大和弁書」などの方言集、『御国巡覧滑稽噓尺戯』のような滑稽本、江戸で出版されたものとして、方言語彙集である『物類称呼』、近世本草書の集大成といわれる『本草綱目啓蒙』を用い、津軽方言としてとりあげられている俚語を抽出し分析している。なおこれらの資料の成立年代は江戸後期から幕末にかけてである。本論文はこれらを音韻・語法・語彙の三点から考察することにより、藩政後期には既に現代と同様の津軽方言が成立していたことを実証した。本論文は藩日記をはじめとする膨大な藩政史料・地方文書の分析による方言研究という方向性をもっており、その点で今後国史学との連繋が期待される。

池上論文は、宗教学の立場から岩木山信仰を検討したものである。方法論としてはヒエロファニー（この場合岩木山）の「コスモス化」と「カオス化」というモデルを用い、南麓の岩木山神社に代表される「表」のライン、北麓の赤倉沢を中心に展開される「裏」のラインが形成されていることを前提に、

①岩木山の霊感的な力が幕藩制権力にとりこまれていく過程は、百沢寺と高照神社とを結ぶ「表」のラインを中心に推進された「藩主家鎮守化」の過程である。

②それにもかかわらず、岩木山の霊感的潜在力（民間信仰的側面）は完全に利用されつくすことなく温存され、藩主権力をもおびやかす霊威として存在しつづけた。

以上二点を論証している。因みに明治政府の一連の神社政策による岩木山神社の国幣小社への格上げは、①の方向を更に国家的レベルにまで推進させたものといえよう。

山村伊勢同和泉岩淵五郎右衛門問尋書は、弘前市立弘前図書館「津軽家文書」所蔵の史料で、宝暦一〇（一七六〇）年「山村一件」に関する寺社奉行の記録である。この事件は最勝院配下の社家山村伊勢・和泉父子が宝暦初年に持宮を寺社奉行の直取扱とすることを望んだことから始まる。山村伊勢の出自は商人であり、廃絶した神社を自力で再興することによって社家身分になった。山村父子は藩庁と交渉を続けたが、遂に京都の吉田神祇管領長上に越訴したことで事件は大きくなり、藩庁と吉田家が津軽藩の神社組織をめぐる一時緊張状態を生じるに至るが、結局は宝暦一〇年に藩庁が山村父子を越訴の罪で蟄居処分とすることで結着した。この事件は同藩宝暦改革に伴う社家頭小野若狭の、綱紀肅正に抵抗したものと思われる。ところで同藩の神社組織は、寺社奉行配下に大きく三系統の組織があった。一つ目は神明宮神主斎藤長門を頭とする唯一神道系のもの。これは神社で唯一寺社奉行の直取扱になる。二つ目は東照宮（別当葉王院）・岩木山三所大権現（別当百沢寺）など、一つの神社に一つの別当寺院のあるもので両部神道系である。三つ目は八幡宮別当最勝院配下で、八幡宮神主小野若狭と熊野宮神主長利薩摩を社家頭とするもので両部神道系である。配下神社の比率は宝暦九（一七五九）年段階で全六六九社のうち各々一六社・一七社・六三六社^(注)で、最勝院配下の神社が領内のおおむねを占めていた。それとは別に、主な社人は京都の吉田家から神事の伝授を受け、受領官職を受けていた。であるから最勝院配下の山村伊勢が、神職が両部神道と唯一神道の二面性をもっているという矛盾に疑義を呈するのは無理からぬものといえる。

本史料は筆者の研究分野にも大いに関係するものであるため、詳細に

紹介した。なお今後同氏に究明していただきたいのは、

①神職支配における唯一神道と両部神道の二面性の内容。

②宝曆改革における神社統制。

以上二点である。

以上述べてきたが、本書の執筆者はいずれも現在における津軽藩研究を、最も精力的に推進している人々であり、このような実証的かつ基礎的研究の集成は同藩藩政史研究の、水準の高さを示すものである。

本書の特色は、

①特定のテーマに沿った個別論文の集成であること。

②国史学の研究論文ばかりではなく、方言学・宗教学的方法論による研究成果をも盛り込んでいること。

以上二点にしばらくしよう。

まず①については、序章で津軽藩研究の基本的な理念でもあり原点ともいえる論文を再掲している。第一章では「政治支配の分析」と題し藩政初期の上部構造及び下部構造について論じている。第二章では「後期藩政の諸問題」と題して後期藩政がかかえていた内外情勢の逼迫とそれへの対応について論じている。第三章では「幕末維新の研究」と題して、戊辰戦争期の津軽藩の政治的動向について論じている。本書が『藩制成立史の総合研究 米沢藩』（藩政史研究会編 吉川弘文館 昭和三八年）、『佐賀藩の総合研究』（藤野保編 吉川弘文館 昭和五六年）など一連の共同研究による藩政史研究の動向を踏まえたものであることはいうまでもないことだが、本書がこれらとは違い個別論文により

成立していることは「従来の研究史を十分に踏まえた上で、その空隙をうずめることを念頭にお」いたためであり、それゆえ部門別方式とはなりえなかったであろう。そもそも従来の同藩の研究成果そのものが「各ジャンルや時代による蓄積に厚薄の差が激しく、しかもその内容にアンバランスな様相を呈している」ゆえ、これがその反省から生まれ出た方式であることは、「はしがき」にも書かれている通りであり、かつ首肯できることである。

さて、次の「総合研究」に向けて埋められるべき「空隙」には、

(1) 中後期における藩政改革の問題。

(2) 中後期及び幕末期における下部構造の変化の問題。

(3) 交通史の諸問題（領内交通と廻米、参勤の問題、商品流通の問題等）。

(4) 寺社統制の問題。

(5) 学問・文化の諸問題（藩校の問題等）。

以上五点が挙げられよう。特に(2)については本書において中後期の農政が扱われておらず、各論文が政治史を中心とする上部構造の分析に止まっている点から、地域社会との連携を通じて史料の調査・採集が、意欲的に行われなければならないだろう。

次に特色の②については、歴史学の関連諸学からのアプローチを試みること、歴史学的方法論のみでは表しえない諸側面を浮き彫りにすると同時に、地方史の多角的研究をめざしたものとして充分評価されうるものとなっている。

以上若輩ながら諸先学の研究成果への批評を試みたが、力量のなさか

らその意図とするところを読み取ることでできなかったところもあると考える。

ともあれ、困難な状況の中で、来たるべき「総合研究」のために有力な藩政史研究者の育成とその結集をはかり討論を継続してきた結果誕生した本書は、今後の藩政史研究の一つのモデルとなるものといえるのではないだろうか。

注 「神社書上物調之覚」宝曆九年（弘前市立弘前図書館「津軽家文書」所蔵）

（長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 昭和五九年
A五判 六八〇頁 定価二二八〇〇円）（東北大学文学部研究生）